

○浅麓環境施設組合職員定数条例

昭和41年3月4日
条例第9号

改正 昭和46年3月2日条例第1号
昭和54年3月5日条例第1号
昭和56年2月27日条例第2号
昭和57年10月1日条例第1号
昭和63年2月29日条例第2号

(定義)

第1条 この条例で職員とは、一般常勤職員をいう。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は次に掲げるとおりとする。

- (1) 組合長の事務部局の職員 23人
- (2) 議会の事務局の職員 1人

(職員定数の配分)

第3条 前条に掲げる職員の定数の配分は、それぞれ任命権者が定める。

附 則

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年2月29日条例第2号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。